

## 10 墓地、埋葬等に関する法律

[墓地の経営等の許可] (第10条)

法の趣旨	墓地、埋葬等に関する法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が国民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。
許可の必要な行為	次の行為を行う場合 1 墓地、納骨堂又は火葬場の経営 2 墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更 3 墓地、納骨堂又は火葬場の廃止
許可の必要な区域	県内全域
許可権者	知事（保健所長に委任されている。三春町を除く町村の場合） 市長（市の場合）、町長（三春町の場合）
許可の基準	1 国民の宗教的感情に適合すること。 2 公衆衛生の見地から支障が生じないこと。 3 公共の福祉の見地から支障が生じないこと。
担当機関	出先 各保健所 生活衛生部 衛生推進課（三春町を除く町村の場合） 市保健所（郡山市、いわき市の場合） 市担当課（郡山市、いわき市以外の市の場合）、町担当課（三春町の場合）
手続フローチャート	<p>(三春町を除く町村の場合)</p> <pre> graph LR     A[申請者] -- 申請 --&gt; B[県保健所 (保健福祉事務所)]     B -- 許可 --&gt; A     </pre> <p>(郡山市、いわき市の場合)</p> <pre> graph LR     A[申請者] -- 申請 --&gt; B[市保健所]     B -- 許可 --&gt; A     </pre> <p>(郡山市、いわき市以外の市及び三春町の場合)</p> <pre> graph LR     A[申請者] -- 申請 --&gt; B[市(町) 担当課]     B -- 許可 --&gt; A     </pre>
備考	墓地等の経営主体は、原則として市町村等の地方公共団体としているが、これにより難い事情がある場合には宗教法人及び公益法人に限られる。